

新潟市職員の特殊勤務手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5年 7月 5日

新潟市長 中原ハ一

新潟市規則第33号

新潟市職員の特殊勤務手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市職員の特殊勤務手当支給条例施行規則（平成18年新潟市規則第55号）の一部  
を次のように改正する。

附則第3項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。